

持込ニュース23 No.54

* 本紙は持込事業者の皆さまにお届けしています *

令和6年3月22日発行

東京二十三区清掃一部事務組合

施設管理部 管理課

混入された廃プラスチック類は不適物です！！

今年度の搬入物検査で食品残さが付着したプラスチック容器や製品を包装していたビニール類が混入された廃棄物が頻繁に確認されています。これらのプラスチック容器やビニール類を持ち込んだ一部の事業者は、事業系一般廃棄物として収集できるという誤った認識をしていました。事業系一般廃棄物に混入されたプラスチック容器やビニール類等は、産業廃棄物の廃プラスチック類のため不適物となります。

搬入物検査で廃プラスチック類が混入された廃棄物を見つけた場合は、持ち帰りを指示しています。廃棄物の適正搬入の徹底をお願いします。

【今年度の搬入物検査で確認された不適物】



プラスチック容器と生ごみの混入ごみ



ビニール類と紙くずの混入ごみ

【問合せ】

管理課搬入指導係 ☎03-6328-0731

持込ごみ量の算定方法について

持込ごみ量の算定は、清掃工場にごみを搬入する前と搬入した後の車両総重量を計量し、その差を持込ごみ量とする、「二度計量」により算定します。「二度計量」ができない場合には、原則、車検証又は空車計量の車両重量等をもとに算定します。

ごみを搬入する都度、ごみ伝票（レシート）を発行します。必ずご確認ください。

なお、一度目の計量を行わなかった場合や、不適切な計量を行った場合等は、最大積載量で算定します。ごみを搬入する際は、指定された搬入路を通行して計量をお願いします。

安全で安定的な工場運営にご理解・ご協力ください。



くみちゃん

令和6年度 定期点検補修・中間点検の予定について

令和6年度の各清掃工場における、定期点検補修・中間点検の予定時期をお知らせします。搬入先の変更については、以下の期間及び前後数週間の調整期間を含めたものになります。したがって、「搬入先の変更期間」と「定期点検補修・中間点検の期間」は一致するものではありません。以下の表は、目安としてご活用ください。

工場名	定期点検補修	中間点検	工場名	定期点検補修	中間点検
中央	4月～7月	11月～12月	豊島	4月～7月	10月～12月
港	7月～12月	—	板橋	7月～10月	1月～2月
品川	7月～10月	1月～2月	練馬	10月～12月	4月～5月
目黒	4月～6月	11月～12月	光が丘	1月～3月	7月～8月
大田	1月～3月	6月～7月	墨田	1月～3月	7月
多摩川	4月～7月	11月～12月	新江東	7月～11月	1月～3月
※世田谷	8月～10月	1月～2月	有明	4月～8月	11月～12月
※千歳	11月～12月	—	足立	10月～12月	4月～5月
渋谷	1月～2月	6月～7月	葛飾	4月～7月	11月～12月
杉並	1月～3月	6月～7月	—	—	—

※世田谷清掃工場は計画停止のため、令和6年5月から令和6年6月まで停止します。

※千歳清掃工場は延命化工事のため、令和6年8月頃まで停止します。

年度途中での搬入計画の変更について

作業場所の増減などにより、ごみ量の増減が見込まれるときは、搬入計画を変更することができます。変更要望は、まず、お電話にてご相談ください。

変更は、令和6年4月1日（月）を初回として原則毎週月曜日付け（※4月・5月・翌3月は隔週での変更となります。）で行います。詳しくは、継続持込管理システムのお知らせ欄の【搬入計画の変更要望について】をご覧ください。

【掲載場所】

東京二十三区清掃一部事務組合公式ホームページ>持込業者様へ>継続持込管理システム
<https://seisou-23.tokyo/henkou/>

廃棄物区別排出割合の調査について

※自己持込事業者様対象

当組合及び23区の行政計画の策定や、ごみ減量の取組の参考とするため、自己持込事業者様には、廃棄物区別排出割合の調査を実施しています。令和5年度分についても、令和6年4月中旬頃実施しますので、回答をお願いします。

発行：東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部管理課 搬入承認・手数料係

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館13階
TEL 03(6238)0737 FAX 03(6238)0740

清掃工場のお兄さん



ご協力をお願いします。

印刷物登録
令和5年度 第133号